

序章 立地適正化計画の概要

1. 目的

近年、我が国においては、人口減少や都市機能の低下、公共施設の維持更新費用の増大などが懸念されており、財政面および経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

国では、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの都市機能を確保し、だれもが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため、平成26年に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を改正し、立地適正化制度を創設しました。

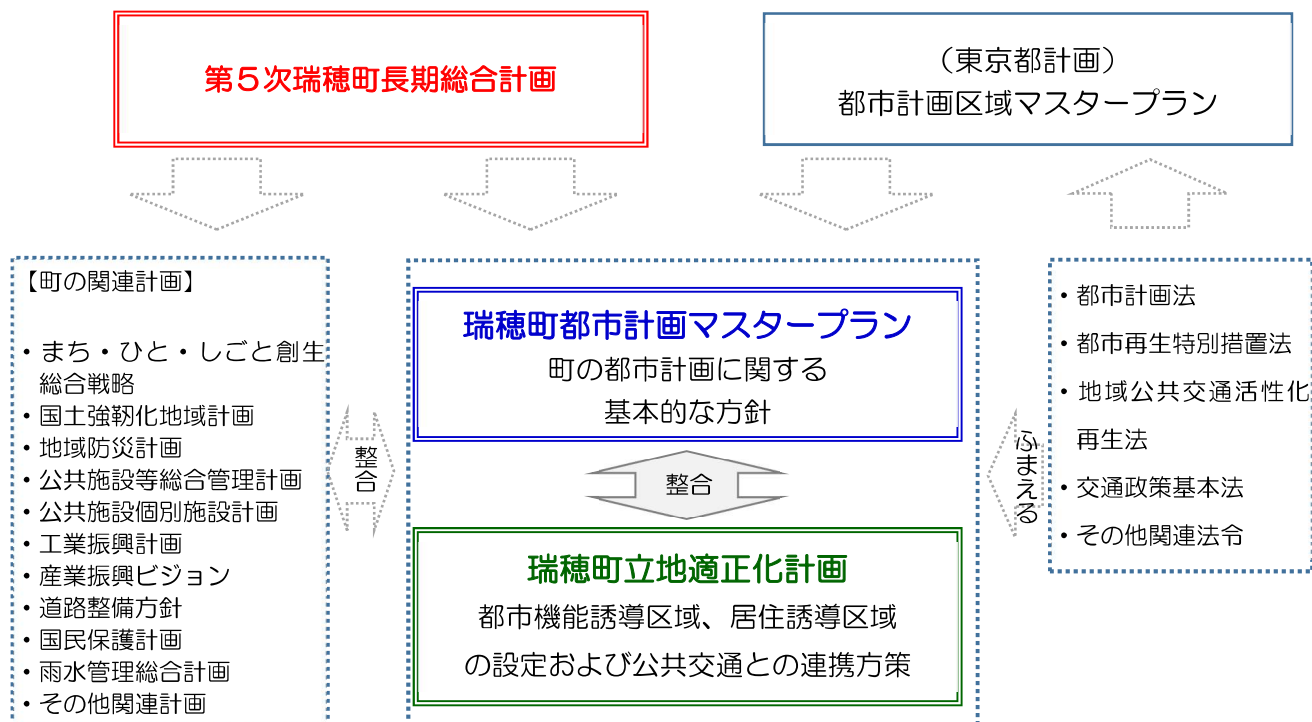
瑞穂町においては、地域特性をふまえた効率的かつ持続可能な都市経営を可能とするため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方により、集約型都市構造の形成を推進し、法改正により追加された防災指針も含めて瑞穂町立地適正化計画（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸計画（2030年代半ば開業予定）や、新駅周辺の新たなまちづくり、地域公共交通のあり方も含めて検討をすすめます。

2. 位置づけ

本計画は、上位計画である第5次瑞穂町長期総合計画（令和3年3月策定）、瑞穂町都市計画マスタープラン（令和3年3月策定）および東京都の都市計画区域マスタープランに則し、各分野の関連計画との整合・連携をはかりつつ策定します。立地適正化計画の方針に基づく具体的な取組は、関連計画における個別計画・事業によりすすめます。

図 立地適正化計画の位置づけ



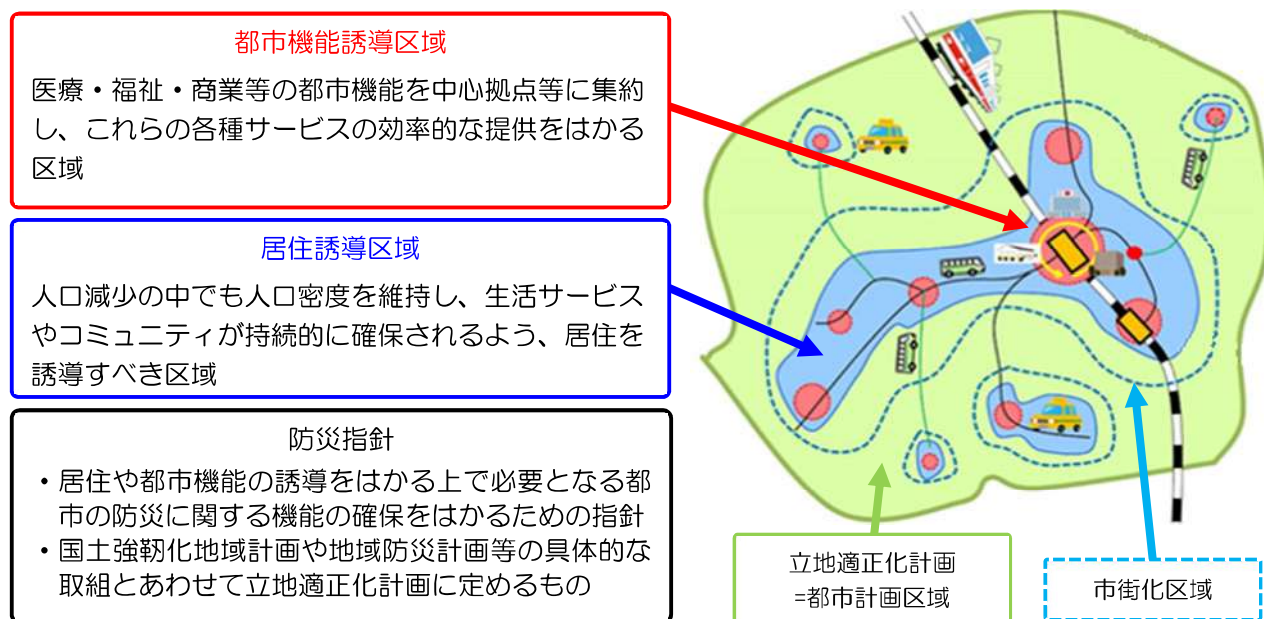
3. 立地適正化計画において定めるべき事項

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条に基づく計画であり、都市全体の観点から都市機能や居住の立地、防災、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランです。対象とする区域のほか立地適正化に関する基本的な方針、その他各種誘導区域などについて記載することとされています（都市再生特別措置法第81条）。

【立地適正化計画の主な記載事項】

- ・立地適正化計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域）
- ・都市機能誘導区域（誘導施設の立地を誘導すべき区域）
- ・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設
- ・誘導のために講ずべき施策
- ・都市の防災に関する機能の確保に関する指針
- ・その他、必要な事項（公共交通等に関する施策など）

図 立地適正化計画で定める事項のイメージ



出典：立地適正化計画作成の手引き〔国土交通省〕（令和5年11月）より作成

4. 目標年次

本計画がめざす目標年次は、「瑞穂町都市計画マスタープラン」との整合をはかり、令和22年度（2040年度）とします。

なお、定期的に計画の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

5-1 SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

すべての国を対象に地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成され、経済、社会および環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。



5-2 SDGsとの関係性

本計画は、「3. すべての人に健康と福祉を」「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11. 住み続けられるまちづくりを」の観点からSDGsへの貢献をはかるものです。

